

令和6年度 福岡県高等学校総合体育大会柔道選手権大会南部ブロック予選会

(確認事項・申し合わせ事項)

1 競技規則（開催実施要項より抜粋）

- (1) 試合は国際柔道連盟試合審判規定ならびに申し合わせ事項で行う。
- (2) 試合時間はすべて**3分**とする。
ただし、延長戦（ゴールデンスコア）は時間制限を設けない。
- (3) 「優勢勝ち」の判定基準
 - ① 団体試合は「技あり」または「僅差」以上とする。チームの内容が同等の場合は、代表選手を任意に選出して代表戦を行う。代表戦で得点差がない場合は、延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。**延長戦の場合、「技あり」以上もしくは従来通り指導差が出た時点で勝敗を決する。**
※代表戦において、指導の累積により両者反則負けとなった場合には、スコアをリセットし、ゴールデンスコア方式の延長戦において勝敗を決する。また、同様なことになれば再度同じ方法で行い、必ず勝敗を決する。
 - ② 個人試合は「技あり」または「**僅差（指導差2）**」以上とする。技による評価が同等の場合は、延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。また、**延長戦の場合、「技あり」以上もしくは従来通り指導差が出た時点で勝敗を決する。**
- (4) 個人試合において、「同時反則負け」の場合は、次の試合の出場者はゴールデンスコア（時間無制限）で決める。再度両者反則負けの場合は、スコアをリセットしてゴールデンスコア方式で必ず勝敗を決する。
- (5) 絞技及び関節技においては、その効果が認められた時は、審判員の見込みによって「一本」の判定を下すことができる。

2 競技方法（開催実施要項より抜粋）

- (1) 団体試合は男女ともトーナメント戦とする。
 - ① トーナメント戦の勝敗の決定は次による。
 - ア 判定基準
 - *選手対選手それぞれの試合の勝敗は、「技あり」または「僅差」以上とする。
 - *「僅差」は指導差2とする。
 - イ 「技の内容」と「指導」の重み
 - *【一本勝ち=反則勝ち>技有り>僅差】の順とする。
 - ウ 団体試合のチーム対チームの勝敗の決定；以下の項目によって勝敗を決定する。
 - (ア) 勝ち数の多いチームを勝ちとする。
 - (イ) (ア)で同等の場合は、「一本」による勝ちが多いチームを勝ちとする。
 - *ただし、一本勝ちと反則勝ちは同等とする。
 - (ウ) (イ)で同等の場合は、「技あり」による勝ちが多いチームを勝ちとする。
 - (エ) (ウ)で同等の場合は、代表戦を行う。
 - *代表戦は、その対戦に出場した選手の中から任意に選出して行う。
 - *代表戦における、優勢勝ちの判定基準は「技あり」または「僅差」以上とする。
 - ただし、勝敗が決しない場合は、延長戦（ゴールデンスコア）を時間無制限で行う。
 - 延長戦の判定基準・実施方法は個人試合に準ずる。
- (2) 個人試合は男女ともトーナメント戦とする。
 - ① トーナメント戦の勝敗の決定は次による。
 - ア 判定基準
 - *選手対選手それぞれの試合の勝敗は、「技あり」または「僅差」以上とする。
 - *「僅差」は指導差2とする。

【補足説明】

代表戦で勝敗が決しない場合の具体的な例は、次の通りです。

- (1) 代表戦が終了した時点で技による得点差がなく、指導差もない(0-0)、あるいは指導差1(2-1または1-0)の場合は延長戦を行います。
- (2) 延長戦では、技による得点があった場合で試合終了となります。
- (3) 延長戦で片方に指導が与えられて指導の数に差がなくなった場合は、そのまま試合続行となります。
1-0 → 1-1
2-1 → 2-2
- (4) 延長戦で指導が与えられて、指導の数に差がついた場合は、その時点で試合終了となります。
0-0 → 1-0 (1の負け)
1-0 → 2-0 (2の負け)
2-1 → 3-1 (3の反則負け)
- (5) 延長戦で両者に同時に指導が与えられた場合、指導の数が多い方が負けになります。
1-0 → 2-1 (2の負け)
2-1 → 3-2 (3の反則負け)

3 申し合わせ事項

- (1) 開催要項の競技規則(2) 試合時間について、試合時間はすべて3分とする。
→ 今年度は変更なし
- (2) 開催要項の競技規則(5)の絞技及び関節技においては、その効果が認められた時は、審判員の見込みによって「一本」の判定を下すことができる。 → 見込みは取らない
※本大会はカデの選手(18歳未満)が締め技によって意識を失った場合でもその選手はその大会に継続して出場できる。
- (3) 全国高体連柔道部のIJF試合審判規定の取り扱いについて
・直接的な反則負けのうち「内股、払腰等の技を掛けるか又は掛けようとしながら、身体を前方へ低く曲げ、頭から畳に突込むこと(通称:ダイビング)」をした場合、その後の一連の試合に出場することはできない。ただし、団体試合と個人試合は別に考える。
- (4) ヘッドディフェンスで一発反則負けになった場合、高体連では、次の試合に出場できる。
- (5) 場内外について
ア 抑え込みの場合、場外の障害物(競技役員の机、スコアボード等)に触れた場合は、障害物を取り除き継続する。
イ 各試合場の共有ゾーンでの「抑え込み」は、先に「抑え込み」を宣告した試合場を優先する。後から接触してきた方は「待て」を宣告して、立ち勝負から開始する。
ウ 試合場の両サイドが狭くて危ない場合があるので、その場合は主審の判断で「待て」をかける。
- (6) 審判員について
ア 禁止事項を犯した場合の処置
① 副審の確認と試合者(赤白)の確認を必ず行う。
② 異議や問題が生じた場合は、速やかに合議を行い試合続行する。
③ 不測の事態が生じた場合は、本部に申し出て専門委員会からの指示を受ける。
イ 技の効果の宣告
① 副審は主審の宣告後、速やかに内容を確認し、異議がある場合はジェスチャーで、主審に知らせる。
② 主審は、同体に近い場合の宣告後、必ず開始線を指し紅白のどちらの選手のポイントかを明確に知らせる。
ウ 同時反則負け及び一発反則負けの処置について
① 個人試合において同時反則負けは、GS(ゴールドスコア)を行う。

② 団体試合においての一発反則負け（累積の反則負けではない）を犯した選手は、チームが勝っても次の試合には出場できない。

③ 一発反則負けの場合は、団体試合・個人試合の関連は一連の試合と見なさない。

(7) 柔道衣コントロールについて（厳重に行う）

ア 柔道衣コントロールは、開会式・開始式後に全審判委員で行う。

イ 帯の結び方は、通常の結び方を指導する。（ほどけないように結ぶ）

ウ 袖の長さは、手首の長さまで確認。

エ 上衣の裾は、後部は臀部を覆い、前部は袖の長さと同じとなるよう確認する。

オ 女子選手のTシャツのマーキングについては、色は白、半そで、丸首。

・製造業者マークは、最大20cm²のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。

・所属名称もしくは、所属を表すエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大100cm²とする。

・いかなる商業的なマーキングもつけてはならない。

※不合格となった選手は、試合前に改めてコントロールを受け合格しなければ失格となります。また、合格した選手でも試合時点で疑義のある場合には、再度審判員がコントロールを行い、規定に適合していなければ失格となります。

(8) 危険行為と禁止事項について

○組み手争いの際、腋固めではないが、相手の釣手を前腕部・肘で、肘関節を決めるように叩いて切る動作は、「相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をする：審判規定では、腋固めのような技をかけるか又はかけようとしながら、畳の上に直接倒れること」として反則負けとなる。この場合、試合者が負傷した場合は、「第29条負傷、疾病、事故 a) 負傷(2)負傷の原因が、負傷していない試合者の責任と認められる時は、負傷させた試合者が負けとなる。」が適用されるので、選手に対して試合前に十分指導・注意する。

(9) 試合中の審判に対する抗議について（全国高体連柔道専門部・申し合わせ事項）

○試合中に、審判に対し抗議を行う監督に対しては、3人の審判で合議してその監督に対して言動を慎むように注意して、なお続かならばその監督を退場させる。その上で、監督のいないチームの試合を没収する。

*** 1回目は「警告」し、2回目は監督を退場させ、試合は続ける。**

4 確認事項

(1) 団体試合における主審・副審のローテーションについて

① 3人制（女子）の場合 1 試合、1 試合、1 試合

② 5人制（男子）の場合 2 試合、2 試合、1 試合

(2) 国際柔道連盟審判規定の主な注意事項（抜粋）

（負傷）

ア 出血を伴う負傷があった場合、主審は医師を呼び、止血させる。

出血があった場合、安全面の見地から、主審は医師を呼ぶ。止血をしている間は試合を行うことはできない。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当を2回まで受けることができる。同じ部位の3回目の出血の時点で、主審は副審と合議した上で試合者自身の安全のために試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

出血が止まらず、覆うことができない場合は、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

イ 試合者が頭部もしくは背部（脊柱）に強烈な衝撃を受けたとき又は主審が重大な負傷が起こったと判断したとき、主審は医師を呼ぶこと。いずれの場合においても、医師はできるだけ短時間に試合者の診察を行い、主審に試合を続行できるか否かを告げる。医師が負傷した試合者を診察した後、試合続行不可能である旨を主審に告げた場合、主審は副審と合議の上、試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

ウ 軽微な負傷については、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。試合者が同じ指の整復を行うことは2回まで認められる。同じ脱臼を3回目に負った時点で、当該試合者は試合続行が不可能であるとみなされ、主審は副審と合議した上で試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

エ 試合者が嘔吐した場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。

(審判)

ア 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、3～4秒程度様子を見て試合の続行を促す。

イ 「引き分け」「総合勝ち」は宣言する。

ウ 主審はその見解を宣告し、該当する動作をしている間、何らかの異見に直ちに気づくために、少なくとも1名の副審をその視野に入れていなければならない。ただし、常に試合者が継続している動きから目を離さないようにしなければならない。

(副審の役割)

ア 「返し技」や「捨て身技」の場合は、主審は技の評価を示すと同時に「赤」か「白」を指差すことが必要であるが、副審の意見が違う場合はその場に立って合議を求めて協議する。

審判委員もサポートする。

イ 主審が「技有」を出したが「一本」と認められる場合、副審は妥協せず「一本」のジェスチャーでサポートする。

ウ 場内外の判断で場内であるにもかかわらず、副審が誤って「場外」とする場合があるので技が途切れるまで見定めて「場内外」の判断をする。